

2021年 10月 11日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役 尾原慶則 殿

JMITU愛知地方本部
執行委員長 北村 淳
(押印略)

JMITU愛知支部
執行委員長 平田英友
(押印略)

同 オハラ樹脂工業分会
分会 長 朝倉 健



次回団体交渉開催について (21)

「業務Gr. 部長伊東雅弘」氏より本年10月4日付「本年9月27日付『次回団体交渉開催について(20)』につきまして」と題する書面を頂きました。下記の通り抗議及び要求すると共に、速やかな団体交渉開催を重ねて強く要求致します。

記

- 1 上記書面にも又、代表取締役尾原慶則氏名ではなく、責任も権限・経験・能力もない「業務Gr. 部長伊東雅弘」氏名で当労組に届いています。当労組は重ねて貴社代表者による、会社としての誠実且つ積極的なご回答を強く求めます。
- 2 上記書面は、「貴組合は、『具体的要求内容は、当労組本年9月6日付『次回団体交渉について(18)』で極めて具体的にご説明申し上げております」と述べておられます。これに対する当社の意見は、当社本年8月23日付の『貴組合8月16日付文書につきまして』のとおりです。」と記載されておりますが、当労組は、具体的要求内容について、貴社本年8月23日付「貴組合本年8月16日付文書につきまして」と題する書面に対し、当労組本年9月6日付「次回団体交渉について(18)」の3頁、「5」にて既に貴社に対し回答済みであり、当労組の提出書面について熟読され、正しくご理解下さるよう求めます。

3 上記書面の中で、「『参加希望の組合員』に無制限に傍聴させる状況で、『各議案が解決に至るまで』の、当社食堂での団体交渉を求められています、これに応じられないことは当然です。真に団体交渉を望んでおられるなら相応の対応をしてください。」と、恰も当労組が無理難題を吹っ掛けて、実は団交開催を望んでいないかのように記載されていますが、同書面のこのようなご主張につきましては、当労組本年9月27日付「次回団体交渉開催について(20)」と題する書面で回答させて頂いている通りであります。また、同書面に対する貴社ご回答を未だに頂いておりません。団体交渉期日について、貴社代表者によるご回答を速やかに為されるよう重ねて求めます。

4 この際、尾原慶則社長に対して一言申し上げます。尾原社長は、当労組を誤解され、「組合敵視政策」に基づき、一部組合員や分会役員に対して懲戒権・人事権を濫用して不利益取り扱いを強行されたり、不誠実団交や団交拒否を続けられたり、衆目の前で約束されたことを否定されたり、凡そ企業組織のトップとしての自覚欠落を露呈させる行動に終始されていますが、百数十人の従業員が就労する職場の社長として責任と見識ある自覚に立ち戻られるよう強く要求致します。

当労組を避けるかのように朝は6時前に出社され、16時半退社を1年以上続けておられますが、当労組や従業員との協力なしに「100年に一度の変革期」と言われる自動車業界を生き抜くことは不可能と考えます。部下を信頼できないトップも哀れですが、トップへの不信を拭うことの出来ない従業員もやりきれません。これは当労組のみならずステークホルダー全体の問題であると考えるところ、ご賢察をお願い致します。

5 貴社本年1月25日付「団体交渉開催要求書」、同1月29日付「貴組合本年1月27日付書面につきまして」、「業務Gr. 部長伊東雅弘」氏名の本年4月16日付「本年4月12日付内容証明郵便につきまして」、同8月23日付「貴組合本年8月16日付文書につきまして」、同9月10日付「本年9月6日付『次回団体交渉開催について(18)』につきまして」で繰り返し記載された、「傍聴者なし、録画なし、交渉担当者人数は前回程度、社外の会議室にて、2時間程度」の趣旨について、その合理的理由を一切頂いておりません、至急当労組宛示されるよう求めます。

6 上記1～5及び団体交渉開催についてのご回答を、本年10月15日(金)17時30分までに当労組分会宛為されるよう求めます。

以上